

稲城市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

平成 27 年 12 月 21 日

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者と接することの多い協力団体、見守りサポーター、協力事業者等と連携することにより高齢者の見守りの仕組み(以下「高齢者見守りネットワーク」という。)を構築し、異変のある高齢者又は何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し必要な支援を行う等、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保するために必要な事項を定め、もって高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この要綱に基づく事業の実施主体は、稲城市(以下「市」という。)とする。

(対象者)

第 3 条 この要綱に基づく事業の対象者は、市に住所を有する 65 歳以上の在宅の高齢者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(高齢者見守りネットワークの構成)

第 4 条 高齢者見守りネットワークは、次に掲げる者(以下「ネットワーク構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 実施機関(協力団体等及び協力事業者等から連絡を受け、支援及び対応を行う機関であって、市及び地域包括支援センターとする。)
- (2) 協力団体(地域活動を行う団体及び介護保険事業者等をいう。)
- (3) 見守りサポーター(この要綱に基づく事業の趣旨に賛同する市民であって、市長が指定する者をいう。)
- (4) 協力事業者(見守り対象者の発見及び情報の連絡を担う民間事業者等であって、市と特別の協定を締結した者をいう。)

(事業内容)

第 5 条 ネットワーク構成員は、高齢者の見守り、声かけ、状況確認等を負担のない範囲で行うものとする。

2 ネットワーク構成員は、市内において業務活動中に高齢者の異変等を察知した

ときは、実施機関へ連絡するものとする。この場合において、特に緊急を要する事案と判断したときは、必要な措置を講ずるとともに、あわせて警察署又は消防署へ通報するものとする。

3 前項本文に規定する連絡を受けた実施機関は、当該高齢者の状況を把握し、適切な支援及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

4 ネットワーク構成員は、高齢者の継続的な見守りを行い、実施機関は、その家族等の支援その他第 1 条の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。

(協力事業者の参画)

第 6 条 協力事業者は、あらかじめ、市と協定書を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が協力事業者として不相当と判断した事業者は、協力事業者として参画できない。

(個人情報保護)

第 7 条 ネットワーク構成員は、この要綱に基づく事業の実施に当たり知り得た個人情報のみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

ネットワーク構成員の活動が終了した後も、同様とする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則 (平成 27 年 12 月 21 日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。

(稲城市高齢者自立支援ネットワーク事業実施要綱の廃止)

2 稲城市高齢者自立支援ネットワーク事業実施要綱 (平成 15 年 7 月 29 日市長決裁) は、廃止する。